

## 公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定により実施した行政監査の結果に対する措置状況の報告が岩倉市長からあったので、同条第 12 項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

平成 29 年 11 月 22 日

岩倉市監査委員 内 藤 充  
岩倉市監査委員 堀 巖

## ○平成 29 年度行政監査の概要

1. 監査のテーマ 幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金について
2. 監査対象課 子育て支援課
3. 監査の期間 平成 29 年 9 月 20 日から平成 29 年 10 月 20 日まで
4. 監査結果公表日 平成 29 年 10 月 24 日
5. 措置通知受理日 平成 29 年 11 月 20 日

## ○行政監査の結果に対する措置内容

該当項目	講じた措置の内容
本人又は同一世帯に属する者との同時受給がなされていないことは補助金申請時に口頭で確認されているが、過去の受給者一覧表等での確認も併せて実施されたい。	本人又は同一世帯に属する者との同時受給の確認について、口頭確認の他に、過去の受給者一覧表を用いた確認を実施するよう改めた。
納品された自転車の現物確認と、当該自転車への「BAA マーク」、「TS マーク」の貼付の確認を担当課はしていない。補助対象となる自転車が実際に納品されているか、当該自転車に上記マークが貼付されているかの確認を確実に実施されたい。	補助対象となる自転車の納品及び BAA マーク、TS マークの貼付の確認について、補助金の対象者宅へ出向き、確認を実施するよう改めた。
補助金交付決定の決裁を経ずに補助金交付決定通知書を申請者に交付していた。審査し、決裁権者の決裁を経て初めて補助金の交付が決定されるため、意思決定のための決裁行為は適切に実施されたい。	補助金交付申請に対しては、審査後、意思決定のための簡易決裁を経て、補助金交付決定通知書兼購入補助金を交付するよう改めた。
補助金交付要綱第 3 条等に記載のある団体「社団法人自転車協会」は平成 24 年 4 月に一般社団法人へ、「財団法人日本交通管理技術協会」は平成 23 年 4 月に公益財団法人に移行している。補助金交付要綱を早急に改正されたい。	補助金交付要綱第 3 条に記載のある団体名について、平成 29 年 11 月 7 日施行にて現行の団体名へ要綱改正を行った。

(注) 講じた措置の内容は平成 29 年 11 月 20 日現在のものである。